

## 論点メモ

### （広域連携に関する事項）

2016年2月

（公財）日本都市センター研究室

#### 論点1 広域連携の現状と新たな仕組みについて

- ・ 多様な広域連携が求められる背景
  - 人口減少社会への対応（地域における持続可能な公共サービス提供体制）
  - 広域連携の歴史的展開（広域行政圏、定住自立圏、連携中枢都市圏等）
  - 既存の制度（一部事務組合、広域連合等）と「連携協約」制度の違い
- ・ 「連携協約」制度の論点
  - 自治体側にどのようなニーズがあるか
  - どのような活用方策があるか（連携中枢都市圏、定住自立圏等）
  - どのように活用すべきか（運用上の留意点等）
- ・ 「代替執行」制度の論点
  - 自治体側にどのようなニーズがあるか
  - 市町村と都道府県との間の垂直的連携の留意点
  - 市町村間の代替執行の可能性
  - 他の制度との相違点  
（事務の委託、原発避難者特例法、社会保険制度の住所地特例等）
- ・ 「遠隔型」の広域連携の論点
  - どのような分野で遠隔型の広域連携が進められているか（防災、福祉等）
  - どのような連携の手法があるか（協定、協議会の設置等）

#### 論点2 広域連携におけるガバナンスのあり方

- ・ 構成市町村間の合意形成・利害調整、財源負担
  - 構成市町村間の調整の課題（利害対立、新たな課題への対応が困難）
  - 連携協約や代替執行制度の導入によって、利害調整は容易になるか
- ・ 広域連携における議会の役割
  - 連携協約の締結に関して、議会で実質的な審議がなされるのか
  - 民主主義の赤字（民主的統制の欠如）をどのように考えるか
- ・ 広域連携における住民の意思反映のあり方 等
  - 連携協約の締結に際して、住民が意見表明する機会があるか

### 論点3 広域連携の今後の課題とその解決策の検討

- ・ 広域連携の理論的検討
  - どこまで広域連携に役割を求められることができるか（総合行政主体論との関係）
  - 広域連携に対する地方分権の考え方（一国の地方制度として望ましいか）
  - 公共サービスの提供における責任の所在（訴訟時等における自治体間の関係性）
  
- ・ 現行制度の検証と多様な広域連携の方策の検討
  - 財政支援・インセンティブのあり方（中心市の負担をどのように考えるか）
  - 県境をまたいだ連携の可能性
  - 都道府県による垂直連携の可能性
  
- ・ 「遠隔型」の広域連携の可能性
  - どのような活用方策があるか（福祉、教育（林間学校）、人口減少対策等）
  - 遠隔型の広域連携を通じた都市と農村の交流・支援の可能性
  - 遠隔型の広域連携における連携協約・代替執行制度の活用可能性
  
- ・ 広域連携の今後の方向性 等
  - 地域経済の発展を意識した連携方策
  - 民間をどのように巻き込んでいくか